

是正改善指導事項	居宅介護事業所	重度訪問介護事業所	同行援護事業所	行動援護事業所	療養介護事業所	生活介護事業所	短期入所事業所	重度障害者等包括支援事業所	障害者支援施設	自立訓練(機能訓練)事業所	自立訓練(生活訓練)事業所	就労移行支援事業所	就労継続支援(A型)事業所	就労継続支援(B型)事業所	就労定着支援事業所	自立生活援助事業所	共同生活援助事業所	地域移行支援事業所	地域定着支援事業所	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所	保育所等訪問支援事業所	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
54 衛生管理等(下線:居宅系除く。)	5	4				3	3		1		1	1	5	5			6	1	1	6	4				
55 協力医療機関等																		2							
56 掲示													1	1	1			1							
57 身体拘束等の禁止	5	4		1		1	3		1		1		1	3			6			2	5				
58 秘密保持等						1		1	1					1	1			1			1	1			
59 情報の提供等(広告)																									
60 利益供与(収受)等の禁止																									
61 苦情解決	1	1												2							1	2			
62 事故発生時の対応							3			4				4	2			2							
63 虐待の防止(虐待等の禁止)	4	4					5	4	3		1		5	8			6	1	1	7	7				2
64 会計の区分															1										
65 地域との連携等(関係機関との連絡調整)																									
66 記録の整備																									
67 電磁的記録等																									
68 経過措置・特例																									
69 障害児に係る給付金の金銭管理																									
70 障害福祉サービスの体験的利用支援																									
71 体験的な宿泊支援																									
72 その他()	1																				6	6			
73 その他()																									
74 その他()																									
75 その他()																									
第5 多機能型(一体型)に関する特例																									
第6 変更の届出等															1										
第7 給付費の算定及び取扱い	(2)	(1)	(2)	(7)	(4)								(2)	(5)	(10)		(8)		(7)	(11)					
1 基本事項																									
2 ○○サービス費・○○給付費							4								1			1			1				
3 各種加算・減算	2	1	2	3	4								2	5	11			11			7	12			
第8 その他														(1)	(1)										
1 その他()														1	1										
2 その他()																									
3 その他()																									
4 その他()																									
5 その他()																									

(注) 1 「実地指導結果の事項別是正改善指導状況」欄の()の中には、各事項の積み上げ合計数ではなく、是正改善指導を行った事業所等の実数を記入すること。従って、()を付した事項に関しては、是正改善指導数の合計数の記入は要しない。

2 第1～第7に該当しない項目は、第8「その他」欄に記入すること。その際、()内に具体的指導事項を記入すること。

3 指定都市・中核市の新設に伴う移譲については、「前年度末現在の指定事業所等数(A)」で整理(県は減、市は増)して記入すること。

4 「当該年度の指定状況(B)」欄について、指定の更新をせずに失効となったものは、「未更新」に記入すること。

5 「取消(e)」のうち連座制が適用され各都道府県に通知したもの」は、H24.3.30障企発0330第5「業務管理体制の整備等の施行について」第二の4(2)ウに基づき通知した事業所等数を記入すること。

6 「3 実地指導結果の事項別是正改善指導状況」の各事項に記載する事業者数等について、全体(法人や施設)に対して指導や指摘をした場合は、代表的なサービス(施設)だけではなく、併設している全てのサービスについても、計上すること。

()のセルは書式を設定してありますので、カッコ等を付けず計数をそのまま入力下さい。